

## 八王子観光 PR 特使設置規程

### (目 的)

第1条 八王子の観光資源の魅力を広く紹介し、イメージ向上を図るとともに、地元・八王子を愛し熱意を持った PR をしていただくため、八王子の代表的な著名人に委嘱する観光大使に加えて、八王子観光 PR 特使（以下「PR 特使」という。）を設置し、八王子の観光産業の振興に寄与することを目的とする。

### (委 嘱)

第2条 八王子に関心と愛着を持ち、八王子の観光 PR に熱意があり、八王子の魅力を積極的に市外に向けても情報発信でき、学問、文化、芸術、スポーツ、芸能などの各界で活躍し情報発信力を有する方々（個人またはグループ）の中から、八王子観光大使運営協議会会長が、PR 特使に委嘱する。

### (任 期)

第3条 PR 特使の任期は、委嘱した日から2年を経過した年度の末日とし、再任を妨げない。ただし、任期中であっても、PR 特使としての職務を遂行できなくなった場合は、委嘱を解くことができる。

### (役 割)

第4条 PR 特使の役割は、次のとおりとする。

- 1 八王子の魅力を積極的に市内外に向けてもPRすること。
- 2 市内で行われるイベントについては積極的に参加すること。

### (謝 礼)

第5条 PR 特使に対する謝礼は、支払わないものとする。

### (活動支援)

第6条 協議会は、PR 特使の活動を支援するため、次のことを実施する。

- 1 八王子の観光 PR に必要な「PR 特使」用名刺、タスキを提供する。  
名刺、タスキの詳細については、PR 特使に委嘱された者と協議会で検討する。
- 2 市広報誌や観光情報等を適宜送付する。
- 3 その他の支援については、必要に応じて随時検討する。

### (報告書の提出)

第7条 PR 特使は前年度の活動実績を八王子観光大使運営協議会会長に翌年度4月末日までに別に定める活動実績報告書により報告するものとする。

### (事務取扱)

第8条 PR 特使に関する事務は、公益社団法人八王子観光コンベンション協会において行う。

### (その他)

第9条 この規定に定めるものの他、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。